

本稿は、1 月 21 日にオンラインで行われた「自治労連第 62 回中央委員会」での中央委員発言について、加筆・修正したものです。

民間委託、指定管理者制度導入を阻止し 市民のために公的責任を果たす公立図書館を

岡山県本部

議案「業務のアウトソーシングを許さず、自治体直営で拡充をはかろう」の方針を補強する立場で、岡山県内における公立図書館運営の民間委託、指定管理者制度導入に反対するとともに県内公立図書館充実のとりくみを報告し、討論に参加します。

岡山県内でも公立図書館の指定管理者制度導入が進められています。高梁市や玉野市ではすでに指定管理者制度が導入されています。

高梁市では、市民の反対の声の中で、全国で 4 例目となる「ツタヤ図書館」が、2017 年 4 月にオープンしました。予算的には、旧高梁市立図書館の経常経費が 4,200 万円だったのに対し、指定管理料は 1 億 6 千万円で、約 4 倍となっています。

当初の 1 年間は、入館者数が約 66 万人、貸出点数が約 20 万点、目標としていた入館者数は 20 万人だったので 3 倍以上になりましたが、一方で目標貸出件数は 32 万点だったので、予想をはるかに下回っています。公表された入館者数は、全国の他の「ツタヤ図書館」と同様に、図書館の入館者だけではありません。高梁駅の駅舎に直結して 2 階フロアの大部分が蔦屋書店、スターバックス、観

光案内所で占められていて、小さな 1 部屋だけが「図書館」なのですが、施設全体の入館者が図書館入館者として公表されています。約 8~9 割の人は、本や資料を何も借りていない計算になります。しかし、当時マスコミは、入館者で施設がにぎわっていると絶賛し、指定管理化大成功と報道した有様です。

倉敷市で加速する民間委託

直営求める「要望書」を提出

倉敷市でも公立図書館運営の民間委託・指定管理の動きが加速しています。

倉敷市では、2016 年 6 月「倉敷市公共施設等総合管理計画」が策定され、それを踏まえて 2020 年 10 月「倉敷市行財政改革プラン」が策定されました。2021 年 3 月には倉敷市庁舎等再編基本構想を公表。防災・災害対応の拠点となる「防災危機管理センター棟」と、庁舎周辺の老朽化した公共施設を複合化し、生涯学習や市民活動等の拠点となる「複合施設棟」を整備するというもので、2025 年度中の完成を予定しています。

その複合施設棟に中央図書館、会議室、交流スペース、食堂、カフェ、コンビニ、ATM を整備し、その手法は PFI を念頭に検討を進

め、2022 年度中に決定するとしています。

倉敷市の公立図書館では、25 年間も正規職員司書の採用がありません。倉敷市職労は、「図書館協議会」部会とともに、毎年司書の採用を要求し、交渉を行っていますが、当局は、「今後の運営方針が決まらない状況では、採用再開は困難」と回答を繰り返し、会計年度任用職員での対応を行っています。

倉敷市の公表を受け、市民団体「私たちの図書館の未来を考える会」が、2021 年 2 月 14 日、図書館運営の民間委託・指定管理問題に詳しい岡山市立図書館元館長の田井郁久雄氏を招き、指定管理者制度やその課題、公立図書館への指定管理者導入の事例と問題点について学習会を開催しました。

そして、市職労「図書館協議会」では、今後のとりくみについて、「市民の知る権利を支える図書館は、営利目的でない公共の施設・運営であってこそ、平等公平に読む力、考える力を培う場所として安心して利用することができる」と考える現場の声を届けようと「直営方式の公立図書館を継続する要望書」を市長、教育長に提出しました。

また、直営の図書館の継続を願う市民の声が集まっています。市職労は、「私たちの図書館の未来を考える会」とともに直営を守り、民間委託・指定管理しないことを求める署名にとりくむと同時に、市議会の各会派議員に対し、直営方式の図書館の継続に理解と協力を訴えています。

3 月に「県内公立図書館連絡会」結成総会 学習会・シンポ、署名活動などにとりくむ

このように、公立図書館に指定管理者制度を導入したところ、これから民営化が進められようとしているところがある中で、県本部

では、こうした一連の動きは「自治体戦略 2040 構想」により、総務省がすべての自治体に策定を押し付けた「公共施設等再編統合計画」の具体化、自治体リストラの一環であり、看過できない重要な問題であるにとらえました。

そして、県内の公立図書館が公立としての役割が果たせるよう、直営を堅持し、図書館の充実と拡充をめざしていくための情報共有と運動の交流を行おうと県本部「県内公立図書館連絡会」準備会を結成し、今後のとりくみの準備をすすめています。

図書館の公共サービスに民間運営が導入されると、事業の継続性や専門性が損なわれること、読書の自由を守る役割、生涯学習施設の拠点としての役割、「人づくり、まちづくり」の多面的な拠点となり得るのか、さまざまな問題が指摘されています。

図書館の本来の目的と役割は、市民が情報を知り知識を得ることです。情報と知識は、人に自由と権利を与えます。それを保障する役割を担うのが公立図書館です。営利目的を優先する民間にゆだねられるべきではありません。

これまで 4 回の連絡会結成準備会を開催しました。3 月 14 日にいよいよ「県内公立図書館連絡会」結成総会を迎え、とりくみ方針や体制確立を確認します。「連絡会」結成後は、「県内にこれ以上公立図書館の指定管理者制度を持ち込ませない。利用者市民のために公的責任を果たす公立図書館を充実させていく」ために、県本部・単組をあげて司書同士の交流や、学習会・シンポジウムの開催、いま進めている署名活動などに全力でとりくんでいく決意です。